

運転記録証明書等発行手数料助成制度 の見直しについて

自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書及び無事故・無違反証明書の発行手数料については、これまでトラック協会がその料金の全額を助成（自動車安全運転センターに協会から直接支払）してまいりました。

このたび、助成制度の見直しの一環として、これらの証明書発行手数料助成制度について下記のとおり改正し、平成29年4月1日から、助成する証明枚数の上限を定めるとともに、助成の対象期間を3月15日までといたしました。

何とぞご理解の上、申請に当たってご注意願います。

<改正の内容>

1 助成する証明枚数の上限の新設

- 上限は、会員事業者の4月1日現在保有車両（被けん引車を除く）数の1.2倍（小数点以下切り上げ）までとします。
- 上限を超える証明については、自動車安全運転センターに手数料（現行1通630円）をお支払い願います。
- 証明を申請される前に、自社のこれまでの発行枚数を確認し、申請しようとする枚数が助成対象となるかどうか、必ず確認をお願いいたします。
特に、各支店、営業所が個別に申請する場合などは、申請枚数の管理に注意願います。（助成の上限枚数は事業者単位です）
- 助成の上限枚数が不明のときは、トラック協会にお問い合わせください。（電話番号 086-234-8211）
- これまでの発行枚数が不明のときは、自動車安全運転センターにお問い合わせください。（電話番号 086-724-4360）

2 助成対象期間の新設

- 協会が助成する期間を4月1日から翌年3月15日までとします。
- 3月16日から3月31日の間に申請される場合は、料金を全額負担していただきます。
- 申請日は、自動車安全センターに到着した日となりますので、遅くとも3月15日までに、自動車安全運転センター必着でお願いいたします。
- なお、上記の期間内であっても、予算を超過したときは助成がなくなりますのでご注意ください。

運転記録証明助成制度見直しに係るQ & A

(助成上限枚数の設定)

Q 1 助成上限枚数の算定、確認方法は。

A 1 助成上限枚数は、運輸局に届け出ている当該年度4月1日現在の保有車両数（被けん引車両を除く）の1.2倍（小数点以下切り上げ）です。
保有車両数が不明の場合は、トラック協会までお問い合わせください。

Q 2 助成上限枚数は支店、営業所毎に計算するのか。

A 2 助成上限枚数の基準となる保有車両数は、岡山県内の支店、営業所等の合計車両数とします。
支店、営業所等で個別に自動車安全運転センター（以下「センター」と表記）に証明書交付を申請する場合は、申請前に本社等で上限枚数のチェックをお願いします。

Q 3 年度途中で協会に加入した場合の助成上限枚数は。

A 3 年度途中で協会へ加入した場合の助成上限枚数は、協会に加入した日の保有車両数（被けん引車両を除く）の1.2倍（小数点以下切り上げ）です。

Q 4 助成上限枚数を超えて証明書交付申請をしてもよいか。

A 4 できます。なお、助成上限枚数を超える部分は発行手数料をご負担願います。
なお、センターの事務処理の迅速化を図るため、証明書交付申請書は、助成対象となるものと助成対象とならないものを分けて別々にセンターへ申請してください。
助成対象となるかどうか不明の場合は、事前にセンターにお問い合わせください。

Q 5 上限枚数を超えた場合の発行手数料の支払い方法は。

A 5 後日、センターから証明書と併せて請求書が送付されますので、それに基づき支払いをお願いします。

(助成期間の設定)

Q 6 助成期間（4 / 1 ~ 3 / 1 5）以外でも証明書交付申請は可能か。

A 6 3 / 1 6 ~ 3 / 3 1 までの間もセンターへの証明書交付申請はできます。但し、協会による助成はありませんので、申請される場合は発行手数料の全額を申請者で負担していただきます。
(発行手数料は、1 通 6 3 0 円です)

Q 7 3 / 1 5 以前でも助成を受けられないことがあるか。

A 7 3 / 1 5 以前でも協会の助成予算を超過した場合は、助成を受けられないことがあります。その場合は申請者の全額負担となります。なお、予算が超過した段階で会員にお知らせします。

Q 8 証明書交付申請書をセンターに郵送する場合は、3 月 1 5 日の消印があれば助成対象か。

A 8 助成できるかどうかは、申請書のセンターの受理日で判断しますので、3 / 1 5 の消印があってもセンターに到着し受理されていなければ助成はできません。

Q 9 3 / 1 5 が土日など休日の場合の助成対象期間は。

A 9 センターの営業日までの申請が助成対象ですので、早めに証明書交付申請をお願いいたします。
休日等にセンターに郵便で届いていても 3 / 1 5 までにセンターが受理しなければ助成対象にはなりません。

Q 10 予算枠や執行状況の確認方法は。

A 10 協会情報誌やホームページで予算枠や執行状況をお知らせするとともに、執行額が予算額の 8 0 % を超えたとき及び予算を超えて締めきるときには、全会員へ F A X で連絡します。

Q11 助成の対象者は。

A11 会員事業者の選任運転手等従業員です。採用前の方や県外営業所勤務の方の証明は対象になりませんので、ご注意ください。

(制度見直しに関する問い合わせ先)

一般社団法人岡山県トラック協会

| | | |
|------|------|--------------|
| 本所 | 電話番号 | 086-234-8211 |
| 岡山支所 | 〃 | 086-234-3211 |
| 倉敷支所 | 〃 | 086-425-0108 |
| 県西支所 | 〃 | 0866-83-1365 |
| 県北支所 | 〃 | 0868-26-4436 |
| 県東支所 | 〃 | 0869-67-2882 |

自動車安全運転センター岡山県事務所

電話番号 086-724-4360